

あなたの会社は大丈夫？ハラスメント対策講座

～カスハラや求職者等に対するセクハラ対策が事業主の義務になります～



こんな対応をしていませんか？

- ☐ クレームは現場任せ
- ☐ 就活者・求職者に配慮がない
- ☐ 相談窓口が形だけ

→法対応不足の可能性あり！

今すぐチェック

- ☐ カスハラ対応ルールがない
- ☐ 求職者対応の基準がない
- ☐ 実際に機能する相談窓口がない

→1つでも☑があれば見直しを！

日時

令和8年10月23日（金）
14:00～15:30

場所

オンライン開催

申込はこちらから↓

対象者

経営者・管理職・その他従業員

申込締切

令和8年10月21日（水）



第一部

「求職者対応はこう変わる！法改正のポイント」
厚生労働省 広島労働局（雇用環境均等室）

令和8年10月1日から事業主に対し、カスタマーハラスメント対策、求職者等へのセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。就職活動のセクシュアルハラスメントも対象で、社外（顧客・学生）まで拡大し「事業主の責任」も一層大きくなってまいります。事業主の皆様が改正法や指針の内容に沿って対策できるよう、法改正のポイントを説明します。

第二部

「公正な採用選考について」
ハローワーク広島西条

応募者の基本的人権を尊重し、一人ひとりの適性や能力を適正に評価するため、就職差別につながるおそれのある事例や、公正な採用選考を行う上での留意点について説明します。

第三部

「ハラスメントをめぐる法的問題とその対処方法」
ひろしま東部法律事務所 山崎 義明 弁護士

ハラスメント関与者（直接行為者や事業者等）の法的責任、ハラスメントの発生やその防止にむけて、事業主が取り組むべき事項についてお話します。安心して働くことのできる職場環境づくりのために、必要な予防策や対応策について考えていきます。



（主催）東広島市企業民主化経営推進協議会（事務局 東広島市産業振興課内）

（共催）広島県・今治市雇用労働相談センター

（問い合わせ）☎：082-420-0921 メール：hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp